

全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進に関する  
マーケティング強化モデル実証事業

公募要領

■公募期間

令和6年4月22日～令和6年6月7日 17:00(必着)

■質問期間

令和6年4月22日～令和6年5月31日 17:00(必着)

■問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興課

観光資源課

連絡先: [hqt-kankodx@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kankodx@gxb.mlit.go.jp)

注: 電子メールによりお問い合わせください。

電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和6年4月

- 本事業は、稼げる地域を創出するため、地域特性・課題に応じたデジタルツールの導入による基礎的で汎用性の高いマーケティング強化モデル(汎用モデル)の創出を目的とした実証事業です。
- 本事業終了後も、本事業で実現したモデル、サービス、技術(以下「本事業の成果」という。)を継続的に活用・展開することを求めます。
- 本事業は、観光地域づくり法人(以下「DMO」という。)又は DMO を主体としたコンソーシアムでの応募を基本とします。
- 採択にあたり合意した事項が行われない若しくは守られない場合、若しくは申請書類に虚偽の記載を行う若しくはヒアリング時に虚偽の発言をした場合等には、経費の全部又は一部が支払われないことがあります。

## I. 全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進に関するマーケティング強化モデル実証事業の概要

### 1. 背景・目的

テレワークやオンライン会議が普及したことにより、ネットワーク環境やデジタルツールの利用環境の整備が進むとともに、国民の意識や行動の変化等が生じ、観光地・観光産業においてもデジタル技術を活用する機運がこれまで以上に高まっています。

このような状況において、観光庁では、DX の推進が観光地における課題の解決につながると考え、令和3年度から先進事例の構築に向けた実証事業等を実施しています。また、令和4年度に「観光 DX 推進のあり方に関する検討会」を設置し、観光地・観光産業が抱える課題、解決の方向性、将来ビジョン、ロードマップ等について検討を行い、その結果を取りまとめました。

全国的な観光需要の回復に伴い、訪日外国人を含む旅行者の多様な嗜好性に応え、消費額拡大・再来訪促進を図り、稼ぐ地域を創出していくためにも、マーケティング強化やデータ活用等の観光 DX の推進が重要であり、地域の魅力ある情報の発信、販路の拡大、チケットのデジタル化、One to One マーケティング等への取組を促進していく必要があります。

このような状況を鑑みて、稼げる地域を創出するため、地域特性・課題に応じたデジタルツールの導入による基礎的で汎用性の高いマーケティング強化に取り組む以下の事業を募集します。

## II. 募集内容

### 1. 応募条件

本事業の対象となる応募者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- (1) 本事業では、地域課題の抽出、地域での合意形成、事業の自走化等地域での連携による取組を求めることから、原則、DMO 又は DMO を主体としたコンソーシアムでの応募であること。
- (2) コンソーシアムとしての応募は、DMO を代表として応募することとし、本事業を遂行する責任を負うこと。
- (3) 応募者は、事業進捗や経費等についての十分な管理能力とリーダーシップを有していること。
- (4) 応募者は、本事業の目標達成及び計画達成に必要な組織、人員等を有し、参画する各企業等の役割が適切に分担され、明確化されていること。
- (5) 応募者は、本事業終了後も本事業の成果を活用した社会実装に向けた確度の高い計画とその実現能力を有していること。
- (6) DMO、コンソーシアムのいずれの企業等も予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (7) DMO、コンソーシアムのいずれの企業等も、国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (8) DMO、コンソーシアムのいずれの企業等も、過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁との契約を解除されている者ではないこと。
- (9) DMO、コンソーシアムのいずれの企業等も、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

## 2. 募集対象事業

稼げる地域を創出するため、地域特性・課題に応じたデジタルツールの導入による基礎的で汎用性の高いマーケティング強化に取り組む以下の要件に合った実証事業を募集します。

### (1). テーマと求める事業

令和3年度より取組を進めてきた実証事業では、稼げる地域の実現につながる先進モデルを創出してきましたが、今回の事業では、地域特性・課題に応じたデジタルツールの導入による基礎的で汎用性の高いマーケティング強化モデル(汎用モデル)を創出することをテーマとしています。

具体的には、①旅行者の利便性が低い、②周遊促進が不足、③再来訪促進が不足、④誘客促進が不足、⑤OTA掲載されているコンテンツの不足という地域の特性・課題に応じた、デジタルツール導入・活用における合意形成のあり方、デジタルツール・データの活用方法、持続可能なツール活用等について、汎用モデルを創出し、データに基づく戦略策定につなげるものです。

#### ①旅行者の利便性が低い

観光地においては、旅行者の情報収集や予約・決済における不満を解消し、顧客ひとりひとりに合わせた One to One マーケティングを行うことより、旅行者の利便性を向上することが重要です。そこで、本事業においては、小規模事業者が多くデジタル化が遅れていることや、予約・決済がアナログで手間となっている等の要因により旅行者の利便性が低い地域において、地域全体を包括する情報発信や予約・決済機能をシームレスに提供するサイト(以下「シームレスな地域サイト」という。)の構築かつ顧客関係管理(CRM)に取り組み、旅行者の利便性を向上する提案を募集します。

#### ②周遊促進が不足

観光地においては、顧客ひとりひとりに合わせた One to One マーケティングに加え、タイムリーなレコメンド等によって、旅行者の周遊を促進することが重要です。そこで、本事業においては、適時適切な情報発信や、旅行者データを活用したレコメンドの不足等の要因により周遊促進が不足している地域において、シームレスな地域サイトの構築、顧客関係管理(CRM)、体験・アクティビティ事業者や観光施設におけるチケットのデジタル化(以下「チケットのデジタル化」という。)の3つについていずれも取り組み、周遊促進を図る提案を募集します。

#### ③再来訪促進が不足

観光地においては、これまでの来訪実績や購買実績等を把握し、顧客ひとりひとりに合わせた One to One マーケティングを行い、旅行者の満足度を高め、ロイヤルカスタマーに育成していくことが重要です。そこで、本事業では、旅行者の満足度を把握できていないことや、旅行

者データをマーケティングに生かしてないことからリピーターが不足している地域において、チケットのデジタル化かつ顧客関係管理(CRM)に取り組み、再来訪促進を図る提案を募集します。

#### ④誘客促進が不足

観光地においては、地域の戦略、規模、特性に応じて、必要なデータの種類、量、分析方法を認知・理解し、データの取捨選択を効果的に行い、データに基づいたマーケティングを行う事が重要です。また、蓄積されたデータを活用し、旅行者の特性や実態に合わせた施策の検討・実施が重要です。そこで、本事業では、観光地の経営状況を判断するデータが不足していることや、蓄積されたデータを十分に活用できていない地域において、DMPの導入かつ顧客関係管理(CRM)に取り組み、誘客促進を図る提案を募集します。

#### ⑤OTA掲載されているコンテンツの不足

観光地においては、地域で定めた戦略(ターゲット)に基づき適切な販路を効率的に開拓し、より多くのコンテンツをオンライン上で持続的に販売するとともに、それらの購買実績を含む地域のマーケティングに関するデータを一元的に蓄積し、活用することが重要です。そこで、本事業では、コンテンツのOTA掲載における手数料が高く、オンライン販売が維持できず、持続可能な販売データの収集ができていない地域において、コンテンツ事業者における販売機能の集約などによる販売体制の合理化・効率化やNFTなどの新技術の活用等、観光コンテンツのオンライン上での販売経路の確保に向けた地域一体での新たな取組かつDMPの構築に取り組む提案を募集します。

なお、汎用モデルの構築にあたって、既存のサービスを利用することにより必要となる導入費、運用費は対象となりますが、新規開発(新規システム開発・個別開発プログラミング)にかかる費用については対象外となります。

### (2). 申請書記載事項

以下 A)～D)が記載必須事項となります。

#### A)目指す姿

地域において、本実証事業や関連する事業等を通じて、将来、実現したい姿を示してください。

#### B)現状・課題

現状と課題を明らかにし、示してください。また、「2.(1)テーマと求める事業」で述べた、①旅行者の利便性が低い、②周遊促進が不足、③再来訪促進が不足、④誘客促進が不足、⑤OTA掲載されているコンテンツの不足という地域の特性・課題のいずれに該当するかをチェックし(1つ選択)、これまでのDXに関する取組等を示してください。また、事業を進めるにあたり、合意形成における課題を示してください。

### C) 解決策

地域が抱える課題を解決し、地域が目指す姿に近づくために必要な、合意形成、デジタルツールの活用及びその施策を通じたデータ活用の解決策・施策を示してください。

### D) 事業ロードマップと本実証事業の位置付け

地域が目指す姿を実現するためのデータに基づいた戦略策定とそのロードマップを明らかにし、その上で本実証事業が担う箇所を示してください。また、本実証事業の評価指標となる KGI・KPI を設定するとともに解決策との関係性を示してください。加えて、次年度以降の自走化に向けた計画や事業費の捻出方法についても示してください。

### (3). 事業規模

本実証事業の規模(国費による部分)については、1事業あたり 25,000 千円を上限と想定していますが、採択件数の多寡や、採択過程において、事業内容・事業費を調整します。

## 3. 本実証事業の実施内容

実証事業者<sup>※1</sup>は、本実証事業の実施に伴い、以下の業務に取り組むこととします。

各業務の詳細は、事業採択後に別途お知らせします。

なお、本実証事業の進捗管理は、基本的に DMO が実施し、事務局(観光庁が別途指定する事務局を指す。以下同じ。)により進捗・執行管理補助を実施します。

※1: DMO 又は DMO を主体としたコンソーシアム

### (1) 事業計画書の作成

本実証事業を実施するにあたり、事務局と調整の上、事業計画書を作成していただきます。事業計画書作成にあたっては、地域一体となって事業を進めていくため、関係者を巻き込んだ会議等の場を設け、関係者の合意を得た上で作成することとします。なお、事業計画書にも、A)目指す姿 B)現状・課題 C)解決策 D) 事業ロードマップと本実証事業の位置付けの記載をしていただきます。事業計画書のフォーマットは、事業採択後に別途お知らせします。

### (2) 実証事業の実施

以下の項目について留意し、効果検証を行い、マーケティング強化につながる汎用モデルを構築していただきます。

#### ○ 実施体制

➤ シームレスな地域サイト、DMP、CRM、チケットのデジタル化等のデジタルツールを活用した汎用モデルを創出する本実証事業を確実に遂行できる体制とすること。

#### ○ 実証事業の円滑な運営

#### ○ 関係者への理解促進

#### ○ 実証事業の分析・評価

- 適正なサンプル数の定量調査・定性調査を踏まえ、実証結果の分析・評価をすること。
- 合意形成のあり方、最適なツール・データ活用の手法、継続活用に必要な視点の3点については検証を必須とする。

### (3) 成果報告書の作成

実施した実証事業に関する報告書を作成していただきます。本報告書には、本実証事業の実施内容のほか、実証の結果や構築したサービス等の詳細、課題の抽出、他の地域への展開に向けた検討等を取りまとめることとします。なお、内容や分量に関しては事務局と協議の上で定めます。

## 4. 対象経費

### (1) 本実証事業において対象とする経費

本実証事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。このうち、「1.応募条件」及び「2.募集対象事業」の要件を満たす本実証事業活動を実施するために必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

I. 実証事業費	
①人件費	<p>事業計画書・報告書等の作成、サービス利用、実証、分析・評価、汎用モデルの構築等に従事する者の人件費。</p> <p>なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、本実証事業に従事する部分の人件費を計上してください(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること)。</p> <p>裁量労働制を適用している場合には、エフォート率<sup>※2</sup>による按分計上が可能です。</p> <p>※2:本実証事業に従事する者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要なとなる時間の配分率(%)。</p>
②旅費	本実証事業を行うために必要な出張に係る経費。
③謝金	<p>本実証事業を行うために必要な謝金(例:会議等に出席した外部専門家等に対する謝金)。</p> <p>貴団体の謝金規定等に基づいて計上してください。ただし、国の支出基準を上回る場合は当該基準に基づき計上してください。</p>
④借料及び損料	本実証事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
⑤消耗品費	<p>本実証事業を行うために必要な消耗品(例:紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費。</p> <p>ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限りです。</p>
⑥その他諸経費	本実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、①～⑤のいずれの区分にも属さない

	もの。 例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金等） 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用等 印刷費
Ⅱ. 再委託費	DMO 又は DMO を主体とするコンソーシアム等から、コンソーシアムに参画していない企業等へ本実証事業の一部業務を実施させる際に必要な経費。
Ⅲ. 一般管理費	本実証事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、Ⅰ.及びⅡ.の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。

(2) 実証事業者以外への委託に関する事項

本実証事業の一部を実証事業者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁に可否を確認する必要があります。

また、主たる業務の多くの部分を実証事業者以外の者に委託することはできません。

(3) 本実証事業の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事務局が精査し、事業完了後に実証事業者へ支出する精算払いとなります。ただし、金融機関との連携等による場合は概算払いを可とします。なお、金融機関に支払うべき手数料、利子等が発生した場合は、実証事業者が負担するものとします。

また、次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

**【補足事項】**

以下のような経費は対象としません。

- ① 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ② 本実証事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ⑤ 恒久的な施設の設置及び大規模な改修に係る費用、耐久消費財及び用地の取得等の本実証事業の範囲に含まれない経費



- ⑥ 営利のみを目的とした活動に関する経費
- ⑦ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)及び出資金
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 本事業の申請に要した費用
- ⑪ 新規開発(新規システム開発・個別開発プログラミング)にかかる経費
- ⑫ その他事業と無関係と思われる経費

#### 5. 本実証事業の実施期間

原則として、採択後1ヶ月以内に事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和7年2月28日までの期間を、経費計上の期間としますが、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁が認めた場合は、この限りではありません。

### Ⅲ. 実証事業者の選定

#### 1. 実証事業者の選定

##### (1) 選定方法

実証事業者の選定に当たっては、「(2)選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、6月頃に選定を行います。

##### (2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。

##### i. 形式審査

- 応募者が、「Ⅱ. 募集内容」の「1.応募条件」に掲げる要件を満たしていること。
- 応募内容が、「Ⅱ. 募集内容」の「2.募集対象事業」に掲げる要件を満たしていること。

##### ii. 内容審査

応募内容に対し、次の各項目について審査します。

#### <審査における必須項目>

① 事業内容の理解度	<p>【審査項目】: 目指すところ・課題を認識しているか。</p> <p>(ア) 事業目標(地域が目指す姿)</p> <p>(イ) 事業目的</p> <p>(ウ) 地域等の現状・課題に対する認識</p>
② 提案内容の的確性	<p>【審査項目】: 的確な計画が検討されているか。</p> <p>(ア) 解決策</p> <p>(イ) 事業ロードマップと本実証事業の位置付け(KGIとKPI)</p> <p>(ウ) 次年度以降の自走化に向けた計画</p>

③ 提案内容の 汎用性	【審査項目】：提案内容に汎用性があるか。 (ア) 構築するモデル・サービス等の汎用性 (イ) マーケティング強化につながるモデルの汎用性 (ウ) 本実証事業の成果が、広く横展開できる見通しがあるか
④ 事業遂行の 確実性	【審査項目】：事業を確実に遂行する能力を有し、事業実施にあたり地域等や関係機関との調整及び連携体制が取れているか。 (ア) 事業実施体制 (イ) 地域等との調整状況

<各審査項目の詳細>

① 事業内容の理解度：

- (ア) 本実証事業の目標が、マーケティング強化につながる汎用モデルを構築し、地域が目指す姿の実現に寄与する内容となっていること。
- (イ) 令和7年度以降を見据え、観光地として基礎的な観光 DX を推進し、マーケティングを強化、ひいては消費拡大を目的としていること。
- (ウ) 本実証事業を実施する地域等の現状・課題・潜在能力を認識し、具体的なビジョン・目指す姿・戦略等を描いた上で、本実証事業の位置付け・目的を明確化していること。

② 提案内容の的確性：

- (ア) 地域が抱える課題に対する解決策とその効果が明確に示されていること。
- (イ) 中長期的な事業ロードマップと本実証事業の位置付け(KGI と KPI)が具体的に示されていること。
- (ウ) 本実証事業終了後も本実証事業の成果等の継続的な活用・展開が可能な提案内容であり、社会実装の確度が高いこと。

③ 提案内容の汎用性：

- (ア) 本実証事業を実施する地域等の現状・課題・潜在能力を認識した上で、サービスやデジタルツールの導入・活用だけでなく、地域内での連携の強化など、汎用性を高めるための内容が提案されていること。
- (イ) その地域や業界において、汎用性の高いマーケティング強化につながる内容・ビジネスモデルや観光地経営に資するデジタル技術の活用等が提案されていること。
- (ウ) 本実証事業の成果が、広く横展開できる見通しがあること。

④ 事業遂行の確実性：

- (ア) 目標達成及び計画遂行に必要となる組織、人員等を有し、参画する各企業等の役割が適切に分担され明確化されていること。
- (イ) 取組を進める上で必要となる地域等との連携・調整等が取れている又は取れる見込みであること。

と。

(3) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事務局から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等を公表します。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

2. 応募方法

【申請書類の提出方法】

電子メールにてご提出いただきます。

注：件名の冒頭に【申請書類提出】と付記してください。

【宛先】

hqt-kankodx@gxb.mlit.go.jp

【提出内容】 次の各書式を作成してください。

- 事業概要説明書※<sup>1</sup>
- 様式1:応募申請書
- 様式2:企業等概要書※<sup>2</sup>
- 様式3:事業計画
- 様式4:事業審査表
- 様式5:必要経費の内訳

※<sup>1</sup> 事業概要説明書は、観光庁等が公表することを前提とし作成してください。

※<sup>2</sup> 企業等概要書は、応募者がコンソーシムである場合のみ提出してください。

【提出形式】

- 事業概要説明書 Microsoft PowerPoint 形式 1部
- 様式1～5を1つにまとめた Microsoft Word 形式 1部

注1:電子データは、ウイルスチェックを確実に実施した上で、提出書類全体で10MB以内に納めてください。(容量が10MBを超過する場合は観光庁まで問合せください。)

注2:事業概要説明書は「Microsoft PowerPoint」、様式1～5の作成は原則「Microsoft Word」で作成してください。また、事業概要説明書は必ず1枚で収まるように作成してください。

注3:各様式は日本産業規格A列4版(A4)、日本語で作成してください。

注4:参考資料の提出は可能ですが、様式1～5の記載内容をもって審査いたしますので、必要な事項については様式内に必ず記載ください。(記載が必要な事項について、別紙参照などしないこと。)

**【応募する際の留意点】**

申請書類受領連絡は、受領確認後、観光庁よりメールを送付いたしますので、電話での問い合わせは控えていただくようお願いします。

hqt-kankodx@gxb.mlit.go.jp から2営業日以内にメールでの連絡がない場合は、件名の冒頭に【提出確認】と付記したメールにて、問合せください。

**【応募期限】**

令和6年6月7日(金) 17:00 まで

**【質問受付期間】**

令和6年4月22日～令和6年5月31日 17:00 まで

**【質問方法】**

本公募に関する質問は電子メールによりお問合わせください。

注: 件名の冒頭に【問合せ】と付記してください。

**【宛先】**

hqt-kankodx@gxb.mlit.go.jp

#### IV. 留意点

##### 1. 申請内容等について

- (1) 本実証事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 本実証事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 本実証事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合又は当該事業を中止しようとする場合は、事前に観光庁の承認を得なければならないこととします。ただし、観光庁又は事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (4) 応募内容についてヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。
- (5) 申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (6) 申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等の場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の全額又は一部が支払われなないことがあります。
- (7) 選定過程及び選定後において、実際の実証事業の内容を申請内容（提案内容）から変更することがあり、申請内容等のおおりに実証を行うとは限りません。

##### 2. 事業期間中について

- (1) 実証事業者は、観光庁及び事務局から、実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、観光庁・事務局から、事業内容や必要経費等についてコーチング（改善指導等）を実施することがあり、これに伴って事業内容等を大きく変更していただく場合があります。

##### 3. 事業完了後について

- (1) 実証事業者は、事業完了後1週間以内に、次の書類を提出していただきます。  
（書類の様式は、実証事業者に対し別途指定します。）
  - 完了報告書（本実証事業にて構築したサービスやシステムの仕様や構成が分かる説明書を含む）
  - 精算報告書
  - 経費内訳報告書
  - 事業実施報告書
  - 業務従事日誌（人件費を計上する者に限る。）
  - 労働時間明細書（人件費を計上する者に限る。）
  - 人件費単価表及び計算書（人件費を計上する者に限る。）
- (2) 事業完了後には、観光地における基礎的なマーケティング強化に向けた取組の参考となるよ

う、国等により事業内容や成果を公表し、実証事業者においても事業成果の情報発信を求め  
る予定です。なお、「3.(1)」において提出した報告書を国において公開することがあります。

- (3) 本事業終了後においても、観光庁が必要と判断した場合、本事業に係る報告を求めるこ  
とや、関係者への事情聴取及び事業成果の発表を求める場合があります。

#### 4. 事業経費・精算について

- (1) 応募申請時には明確な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における  
報告書の内容によっては、全部又は一部の経費を国が支払わない場合があります。
- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁が事業を採択した後、事務局との契約又はそれ  
に準ずる手続を交わした時点から令和7年2月 28 日までの期間とします(ただし、個別の事情  
に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると観光庁が判断した場合は、この限りではあ  
りません。)。このため、応募に要する経費等は、事業の採択前に発生する経費であり、対象と  
はなりません。
- (3) 本事業は、観光庁における調査事業の一環として行うものであることに鑑み、事業内で新たに  
機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 既に利用しているサービスやコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、既に利用し  
ているサービスやコンテンツそのものの実施費用は、経費の対象外とします。
- (5) 実証事業者は、本実証事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実  
を明確にした証拠書類(契約書、支払領収書等)を整理し、事業完了後1年間保存しなければ  
なりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (6) 実証事業者(コンソーシアムにおいてはその代表として DMO)は、経費の執行に係る全ての責  
任を負うことになり、事業経費の適正な処理や本実証事業を遂行する等の義務が生じます。
- (7) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを観光庁及び事務局  
が精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。

#### 5. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から本実証事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に事務局に報告す  
るとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず事務局にその内容を報  
告してください。また、その報告の内容について事業実施報告書への記載を求める場合があります  
ます。

#### 6. その他

- (1) 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うもので  
す。
- (2) PR 映像撮影、報道機関への発信、イベント、広報活動等の協力を依頼する場合があります。
- (3) 提出書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号。以  
下「情報公開法」という。)において、開示対象となる場合があります。

- (4) 本実証事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。
- ① 成果物に関する著作権<sup>※3</sup>、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
  - ② 成果物に含まれる実証事業者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
  - ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、実証事業者(コンソーシアムにおいてはその代表として DMO)が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
  - ④ 実証事業者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※3:著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

- (5) 本実証事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従うほか、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。
- ① 提供を受けた情報及び本実証事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業完了後についても、その秘密を保持し、本実証事業以外に使用しない。
  - ② 提供を受けた情報及び本実証事業実施において知り得た情報のうち、機密性2(情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報)以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁と事務局で協議の上、令和7年3月31日以降速やかに全て消去する。
- (6) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律 66 号)に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、技術開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。